

千歳市水道局所管に係る設計・施工一括発注方式実施要綱

令和5年4月25日 公営企業管理者決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千歳市水道局が発注する事業において、設計及び施工を一括して同一の請負人に発注する方式(以下「設計・施工一括発注方式」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象事業は、令和5年度に市内美々地区等において発注する千歳市水道局工事請負業者指名委員会で決定する水道管布設等の事業とする。

(入札方法及び契約方法)

第3条 本事業は、詳細設計から施工までを一貫して受注者が行う設計・施工一括発注方式を採用し、入札方法については制限付一般競争入札の方法により実施する。

2 入札参加者は、指定様式の入札書に事業の請負率を記入し、設計業務の予定価格(入札書比較価格)及び請負工事の予定価格(概算、入札書比較価格)各々に事業全体の請負率を乗じて算出した額の合計により競争を行い、合計後の換算額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札者の決定後において、当該落札者と基本契約を締結したうえで、設計業務委託契約及び工事請負契約を段階的に締結する多段階契約方式により実施する。

(制限付一般競争入札実施要綱の取扱い)

第4条 制限付一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日市長決裁)第2条第1項第2号に規定するその他の工事に設計業務等を加え、設計業務及び請負工事を一括した事業を対象として取り扱う。

(制限付一般競争入札実施要領の取扱い)

第5条 制限付一般競争入札取扱要領(平成8年4月1日建設部長決裁)第2条第1項第1号及び第3号に規定する工事に設計業務等を加え、設計業務及び工事を一括した事業を対象として取り扱う。

2 制限付一般競争入札実施要領第7条第5項に規定する入札の執行について、入札執行者は、入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止するものを、1者の応札があった場合において当該入札は成立するものとして取り扱う。

(入札書の様式)

第6条 入札書の様式

本事業における入札書は、別紙1号様式によるものとする。

(千歳市共同企業体取扱要綱の取扱い)

第7条 千歳市共同企業体取扱要綱(平成2年3月29日市長決裁)第9条に規定する構成員の出資の割合について、「各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない」を「設計業務を実施する構成員は、均等割の100分の2以上とし、残る各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない」として取り扱う。

2 千歳市共同企業体取扱要綱第12条に規定する入札参加資格申請書について、特定共同企業体協定書(甲)(様式2)に代えて特定共同企業体協定書(甲)(別紙2号様式)を用いるものとする。

(入札心得の取扱い)

第8条 本事業における入札心得は、建設工事競争入札心得(平成26年2月12日総務部長決裁)(以下、「心得」という。)を適用する。

2 心得第1条に規定する千歳市が発注する建設工事について、設計・施工一括発注方式を対象として取り扱う。

3 心得第6条第2項に規定する「入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止します」について、1者の応札があった場合において当該入札は成立するものとして取り扱う。

(落札者の決定)

第9条 入札参加者は、第6条に定める入札書に事業の請負率を記入し、設計業務の予定価格(入札書比較価格)と請負工事の予定価格(概算、入札書比較価格)のそれぞれに事業の請負率を乗じて算出した額の合計により競争を行い、合計後の換算額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の取扱い)

第10条 本事業における入札参加者から提出のあった入札書において、設計業務に当たっては、千歳市最低制限価格制度実施要領(平成22年6月21日市長決裁)を適用し、請負工事に当たっては、千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領(平成12年3月31日市長決裁)を適用する。

2 入札書における金額について、設計業務において最低制限価格を上回るが、請負工事において失格判断基準額を下回る価格をもって入札した者については、設計業務及び請負工事ともに失格として判定し取り扱うこととする。

- 3 入札書における金額について、請負工事において失格判断基準額を上回り、設計業務において最低制限価格を下回る価格をもって入札した者については、設計業務及び請負工事ともに失格として判定し取り扱うこととする。

(落札者の決定、契約締結)

第 11 条 第 3 条第 3 項に規定する落札者の決定について、設計業務の予定価格(入札書比較価格)と請負工事の予定価格(概算、入札書比較価格)それぞれに対し、入札書に記入した事業の請負率を乗じて算出した額の合計により競争する制限付一般競争入札方式により行う。

- 2 落札者の決定後、受注者は、事業全般に関わる事項を定めた基本契約を締結する。

- 3 設計業務委託契約は、受注者が入札書に記入した事業の請負率を乗じた入札額をもって設計業務委託契約を個別に締結する。

- 4 設計業務委託契約の締結後、受注者は市が指定した様式を用いて各工事予定価格を積算するものとし、この各工事予定価格に、受注者が第 6 条に定める入札書に記入した事業の請負率を乗じて、各工事請負契約金額を確定し、工事請負契約を個別に締結する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、設計・施工一括発注方式に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 5 日から施行する。